

「こどもの人権110番」について

○ 設置目的

こどもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者であるこども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、こどもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「こどもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとしたこどもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	令和2年	令和3年	令和4年
① 暴行・虐待	362	398	367
② いじめ	1,668	1,983	2,034
③ 体罰等	1,563	1,893	1,830
④ その他	12,010	11,145	12,593
合計（件）	15,603	15,419	16,824

注) ①の件数は、18歳未満の者を被害者とする相談の件数を計上している。